

国鉄事第328号の2  
国鉄技第104号の2  
国鉄施第96号の2  
国鉄安第66号の2  
平成26年1月24日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 野 島 誠 殿

国土交通大臣  
太 田 昭 宏

輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令

平成25年9月21日から同月28日まで、同年10月9日から同月12日まで及び同年11月14日から平成26年1月20日まで、貴社に対して保安監査を実施した。

監査の結果、貴社においては、別添「JR北海道の安全確保のために講ずべき措置—JR北海道の再生へ—」に示すとおり、輸送の安全及び事業の適切かつ健全な運営を阻害している事実があると認められた。

このため、鉄道事業法第23条第1項及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第13条第2項の規定に基づき、別添別紙2「JR北海道が講ずべき措置」の1. から3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、同別添別紙2の4. に記載した期日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対し異議申立てをすることができる。